

学校教育法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

学年・学校段階を超えた学びや、高等学校教育と大学教育との円滑な連携・接続の観点から、高校生による大学教育の先取り履修など、学びの多様化を推進するため、平成30年に中央教育審議会ですりまとめられた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」や、本年教育再生実行会議がとりまとめた「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」を踏まえ、科目等履修生として大学で一定の単位を修得した高校生等（大学入学資格を有さない者）について、当該大学入学後に修業年限の通算を行うことを可能とすることを内容とする学校教育法施行規則の一部を改正する省令を制定することとする。

2. 改正の内容

今回の改正では、修業年限の通算が可能となる単位にかかる、大学の「入学資格を有した後、修得したものに限る」こととの制限を削除し、高校生を含む大学入学資格を有さない者が科目等履修生として修得した単位についても、大学入学後の単位認定のみならず、当該単位を修得した大学に入学した場合は修業年年限の通算を可能とする。

3. 施行期日

公布の日とする。